

(案)

兵庫県過疎地域持続的発展方針
(令和 8 ～12年度)

令和 7 年11月策定

兵 庫 県

兵庫県過疎地域持続的発展方針（令和８～12年度）【目次】

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 過疎地域持続的発展支援法の趣旨	
2 兵庫県過疎地域持続的発展方針の趣旨	
3 対象地域	
4 対象期間	
（参考）過疎地域の要件	
第１ 基本的な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1 過疎地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	5
（１）概況	
（２）人口の動向	
（３）産業・雇用の状況	
（４）福祉・医療基盤の状況	
（５）生活・交流基盤の状況	
2 過疎地域の課題とこれまでの取組・・・・・・・・	14
【総論】・・・・・・・・・・・・・・・・	14
（１）人口減少、高齢化	
（２）都市から地方への回帰	
（３）情報技術の進展	
（４）自然災害への備え	
【地域別の課題と取組】・・・・・・・・	16
3 過疎地域持続的発展の基本的な方向・・・・・・・・	19
（１）理念	
（２）取組方針	

第2 分野別の目標・取組	21
1 移住・定住と地域間交流の促進、人材の育成	21
(1) 移住・定住	
(2) 交流事業の推進	
(3) 人材の育成	
2 産業の振興	23
(1) 農林水産業の振興	
(2) 地場産業の振興	
(3) 企業の誘致及び起業の促進	
(4) 商業の振興	
(5) 情報通信産業の振興	
(6) 観光の振興	
3 情報化の推進	27
4 交通施設の整備及び日常的な交通手段の確保	27
5 生活環境の整備	28
(1) 水道施設及び生活排水処理施設等の整備	
(2) 自然環境の維持保全	
6 生活の安全・安心の確保	29
7 子育て環境の確保、高齢者の健康福祉の増進	30
(1) 子育て環境の確保	
(2) 高齢者の健康福祉の増進	
8 医療の確保	32
9 教育の振興	32
(1) 学校教育の振興	
(2) 社会教育の振興	
10 地域文化の振興等	33
11 集落の整備	33
12 再生可能エネルギー等の利用推進	34

はじめに

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の趣旨

過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するため、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下、「過疎法」という。）が令和3（2021）年4月に施行された。

過疎地域は、食料、水、エネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えている。

また、大規模な災害や、感染症等による被害に関する危険の増大など、人口の過度の集中による問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものになっている。

そのため、近年における過疎地域への移住者の増加、情報通信技術を利用した働き方への取り組みといった過疎地域の課題解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するような取り組みが重要となる。

このような見地より、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下しつつある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与するものである。

2 兵庫県過疎地域持続的発展方針の趣旨

兵庫県過疎地域持続的発展方針は、過疎法第7条の規定により定めるもので、県が行う過疎地域持続的発展のための対策の大綱であるとともに、市町が過疎地域持続的発展計画を策定する際の指針となるものである。

また、過疎地域の持続的発展に資する分野に特化した、「ひょうごビジョン2050」を実現するための実行プログラムのひとつとしての性格を有し、その推進にあたっては、兵庫県地域創生戦略等との整合を図る。

3 対象地域

過疎地域とは、過疎法第1条において、「人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域」と規定されており、本県においては、県内41市町のうち10市町の全域、6市の12区域が「過疎地域とみなされる区域」（いわゆる、「一部過疎」）の指定を受けている。

4 対象期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

過疎地域の要件【令和4年4月公示】

①人口要件及び②財政力要件に該当する市町村

① 人口要件（以下ア～ウのいずれかに該当）

ア 昭和55（1980）年国勢調査から令和2（2020）年国勢調査までの40年間の人口減少率が30%（人口減少市町村の平均値）以上

イ 昭和55（1980）年国勢調査から令和2（2020）年国勢調査までの40年間の人口減少率が25%（アの基準値を5ポイント緩和）以上、
高齢者比率（65歳以上）が38%（人口減少市町村の平均値）以上または
若年者比率（15歳以上30歳未満）が11%（人口減少市町村の平均値）以下

ウ 平成7（1995）年国勢調査から令和2（2020）年国勢調査までの25年間の人口減少率が23%（人口減少市町村の平均値）以上であること。

※ ただし、ア、イの場合、平成7（1995）年国勢調査から令和2（2020）年国勢調査までの25年間で10%以上人口増加している市町村は除く。

② 財政力要件

平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までの3カ年平均の財政力指数が0.51（市町村の平均値）以下であり、かつ、公営競技収益が40億円以下であること。

【財政力が低い市町村への対応】

財政力指数が0.40（全町村平均）以下の場合、①（ア）の要件を、「25%以上」に緩和。

【平成の合併による市町村合併の特例の取扱い】

平成の合併による合併市町村について、合併前の旧市町村単位で人口要件を満たし、現在の市町村が平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までの3カ年平均の財政力指数が0.64（市の平均値）以下であり、かつ、現在の市町村の公営競技収益が40億円以下である場合、当該旧市町村単位の区域を過疎地域とする（一部過疎）。

【激変緩和措置（令和3年4月公示）】

令和3（2021）年3月31日に失効した過疎地域自立促進特別措置法において過疎地域の指定を受けていたが、現行過疎法において要件を満たさない市町村について、③及び④に該当する市町村を過疎地域とする。

③ 人口要件

ア 昭和35（1960）年国勢調査から平成27（2015）年国勢調査までの55年間の人口減少率が40%（人口減少市町村の平均値）以上であること。

イ 高齢者比率（65歳以上）が35%（人口減少市町村の平均値）以上であるか又は若年者比率（15歳以上30歳未満）が11%（人口減少市町村の平均値）以下の場合は、昭和35（1960）年国勢調査から平成27年国勢調査までの55年間の人口減少率が30%（人口減少判定期間が長期となるためアの基準値を10ポイント緩和）以上であること。

※ ただし、ア、イの場合、平成2（1990）年国勢調査から平成27（2015）年国勢調査までの25年間で10%以上人口増加している市町村は除く。

④ 財政力要件

②と同じ

第1 基本的な事項

1 過疎地域の現状

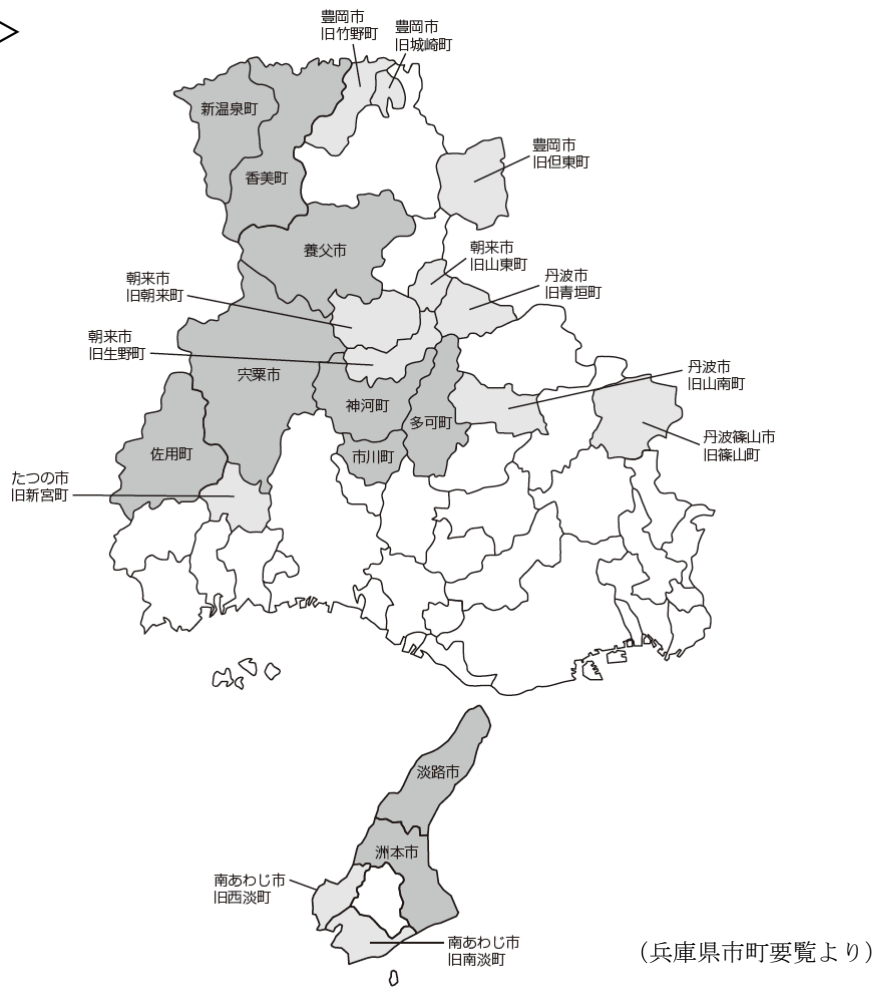
(1) 概況

過疎地域の人口は32.2万人（令和2年国勢調査）と全県の5.9%であるが、面積は4,050km²と県土の48.2%を占めている。そのうち77.8%は森林であり、経営耕地面積は4.6%（令和2年農林業センサス、合併後の市町全体で集計）にとどまっている。

過疎地域10市6町のうち、5市2町が「豪雪地帯対策特別措置法」の指定を、8市6町が「山村振興法」の指定を受けるなど、地勢的にも気象面でも不利な条件に置かれている。

また、財政力指数（平成30～令和2年度）の平均は0.37と、県内市町の平均0.65を大幅に下回っており、財政基盤が脆弱であることを示している。（値は単純平均）

<参考>



○兵庫県過疎地域一覧

区 分	全部過疎	一部過疎
北播磨	多可町	
中播磨	神河町、市川町	
西播磨	宍粟市、佐用町	たつの市（旧新宮町）
但 馬	養父市、香美町、新温泉町	豊岡市（旧「城崎町、竹野町、但東町」） 朝来市（旧「生野町、山東町、朝来町」）
丹 波		丹波篠山市（旧篠山町）、丹波市（旧「青垣町、山南町」）
淡 路	洲本市、淡路市	南あわじ市（旧「西淡町、南淡町」）

(2) 人口の動向

① 人口

長期人口要件の基準年である昭和55（1980）年から令和2（2020）年までの40年間で、過疎地域の人口は30.3%減の大幅な減（46.2万人→32.2万人）となっている。

県全体の人口は6.2%の増（514万人→546万人）であり、平成21（2009）年をピークとして減少局面に入っているが、過疎地域については昭和35（1960）年以降、一貫して減少を続けている。

直近10年間の国勢調査人口で比較しても、過疎地域は14.6%の減（37.7万人→32.2万人）であり、県全体の2.2%減（558万人→546万人）と比べて減少の幅が大きい。

② 少子高齢化

令和2（2020）年の高齢者比率は38.7%であり、県全体の28.3%より10.4ポイント高く、若年者比率は10.5%と、県全体の12.1%と比べて1.6ポイント低い。県全体を上回るペースで少子高齢化が進行していることが分かる。

③ 世帯人員

世帯あたり人員は、県全体よりもわずかに多い傾向にあるが、県全体と同様に、世帯の縮小が進みつつある。

◇人口の推移

区 分	昭和55年	平成22年	令和2年	増減	
				対S55	対H22
過疎地域	462,357人	377,188人	322,067人	△30.3%	△14.6%
北播磨	26,095人	23,104人	19,261人	△26.2%	△16.6%
中播磨	29,631人	25,577人	21,847人	△26.3%	△14.6%
西播磨	91,306人	76,419人	64,236人	△29.6%	△15.9%
但馬	121,437人	92,308人	76,612人	△36.9%	△17.0%
丹波	45,181人	38,122人	38,122人	△27.0%	△13.5%
淡路	148,707人	121,658人	121,658人	△28.0%	△11.9%
県 全 域	5,144,892人	5,588,133人	5,465,002人	+6.2%	△2.2%

（国勢調査）

◇高齢者比率（65歳以上人口比率）

区 分	平成22年	令和2年	増減
過疎地域	30.9%	38.7%	+7.8%
北播磨	29.2%	37.9%	+8.7%
中播磨	29.2%	37.7%	+8.5%
西播磨	28.8%	37.7%	+8.9%
但馬	33.6%	40.8%	+7.2%
丹波	31.5%	39.2%	+7.7%
淡路	30.6%	38.1%	+7.5%
県 全 域	22.9%	28.3%	+5.4%

（国勢調査）

◇若年者比率（15歳未満人口比率）

区 分	平成22年	令和 2 年	増減
過疎地域	12.5%	10.5%	△2.0%
北播磨	13.9%	10.1%	△3.8%
中播磨	12.5%	10.4%	△2.1%
西播磨	13.0%	10.6%	△2.4%
但 馬	12.3%	10.4%	△1.9%
丹 波	12.3%	10.2%	△2.1%
淡 路	12.1%	10.6%	△1.5%
県 全 域	13.6%	12.1%	△1.5%

（国勢調査）

◇1世帯あたりの人員の推移

区 分	平成22年	令和 2 年	増減
過疎地域	2.9人	2.6人	△0.3%
北播磨	3.4人	2.9人	△0.5%
中播磨	3.1人	2.7人	△0.4%
西播磨	3.1人	2.7人	△0.4%
但 馬	2.9人	2.6人	△0.3%
丹 波	2.9人	2.5人	△0.3%
淡 路	2.7人	2.4人	△0.3%
県 全 域	2.5人	2.3人	△0.2%

（国勢調査）

(3) 産業・雇用の状況

① 農業

県全体の傾向と同様に、過疎地域でも農家数の減少が進んでおり、販売農家数は平成22(2010)年から令和2(2020)年までに約35%の減となっている。新規就農者の確保や農業経営の法人化など、経営基盤の強化を進めてきたが、中山間地域や集落営農法人が少ない地域では、担い手への農地利用の集積は低調である。

② 第2次・第3次産業

過疎地域の第2次産業事業所従業者数は、平成24(2012)年から令和3(2021)年までに11.6%減(県全域4.7%減)、第3次産業事業者従業者数は4.2%減(県全域4.0%増)と、いずれも減少している。事業所数は、平成24(2012)年から令和3(2021)年までに12.8%減(県全域7.2%減)と大幅に減少している。成長産業の育成やDX等による生産性の向上、若者や女性をはじめ多様な人材の確保に向けた取組が求められる。

③ 観光

観光客入込客数は、平成25(2013)年から令和5年(2023)までに2.2%増(県6.1%減)と、県全域では減少しているものの、過疎地域全体では微増しており、一部地域においては大幅な増加もみられる。今後も兵庫観光のブランド力向上を図り、持続可能な観光地づくりを実現するため、「兵庫テロワール旅」を基軸に据えた取組が求められる。

◇販売農家数(経営耕地面積30a以上または農産物販売金額50万円以上)

区 分	平成22年	令和2年	増減
過疎地域	24,857戸	16,230戸	△34.7%
北播磨	1,175戸	797戸	△32.2%
中播磨	783戸	291戸	△62.8%
西播磨	3,205戸	1,909戸	△40.4%
但馬	7,541戸	4,753戸	△37.0%
丹波	4,183戸	2,900戸	△30.7%
淡路	7,970戸	5,580戸	△30.0%
県 全 域	56,793戸	37,033戸	△34.8%

(農林業センサス)

◇自給的農家数(経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額50万円未満)

区 分	平成22年	令和2年	増減
過疎地域	15,632	12,461	△20.3%
北播磨	794	586	△26.2%
中播磨	557	337	△39.5%
西播磨	2,859	2,279	△20.3%
但馬	6,485	5,086	△21.6%
丹波	2,410	2,091	△13.2%
淡路	2,527	2,082	△17.6%
県 全 域	38,706	30,102	△22.2%

(農林業センサス)

◇担い手への農地利用集積状況

区 分	令和5年		
	耕地面積	集積面積	集積率
過疎地域	39,422ha	10,280ha	26.1%
県全域	72,000ha	19,139ha	26.6%

- ・集積率が高い市町：神河町62.3%、市川町56.2%、南あわじ市43.6%
- ・集積率が低い市町：香美町11.1%、養父市13.2%、淡路市14.1%

◇第2次産業事業所従業者数

区 分	平成24年	令和3年	増減
過疎地域	82,672人	74,870人	△11.6%
北播磨	3,480人	3,404人	△2.2%
中播磨	3,212人	3,058人	△4.8%
西播磨	23,382人	20,579人	△12.0%
但馬	22,150人	19,780人	△10.7%
丹波	16,410人	15,682人	△4.4%
淡路	16,038人	12,367人	△22.9%
県全域	536,956人	511,900人	△4.7%

(経済センサス)

◇第3次産業事業所従業者数

区 分	平成24年	令和3年	増減
過疎地域	154,649人	148,220人	△4.2%
北播磨	3,945人	3,897人	△1.2%
中播磨	3,712人	3,658人	△1.5%
西播磨	31,848人	30,569人	△4.0%
但馬	50,651人	46,147人	△8.9%
丹波	25,525人	25,026人	△2.0%
淡路	38,968人	38,923人	△0.1%
県全域	1,629,497人	1,698,286人	+4.2%

(経済センサス)

◇事業所数

区 分	平成24年	令和3年	増減
過疎地域	33,318箇所	29,066箇所	△12.8%
北播磨	1,111箇所	1,010箇所	△9.1%
中播磨	1,092箇所	1,000箇所	△8.4%
西播磨	6,966箇所	6,140箇所	△11.9%
但馬	10,884箇所	9,236箇所	△15.1%
丹波	5,328箇所	4,950箇所	△7.1%
淡路	7,937箇所	6,730箇所	△15.2%
県全域	218,853箇所	203,113箇所	△7.2%

(経済センサス)

◇観光客入込客数

区 分	平成25年	令和5年	増減
過疎地域	30,518千人	31,187千人	+2.2%
北播磨	1,078千人	965千人	△11.5%
中播磨	682千人	788千人	+15.5%
西播磨	3,949千人	3,107千人	△22.3%
但馬	10,621千人	8,003千人	△24.6%
丹波	4,419千人	4,991千人	+12.9%
淡路	9,769千人	13,333千人	+36.5%
県全域	130,272千人	122,317千人	△6.1%

(兵庫県観光客動態調査)

※各数値は令和7年11月方針策定時のもの

※各数値は過疎地域とみなされる区域を含む合併後の市町全体で集計

(4) 福祉・医療基盤の状況

① 福祉

県全体よりも高齢化が顕著であることから、過疎地域の人口1千人あたりの要介護者数は75.4人と、県全体の58.2人より多くなっている。これまで、地域包括ケアシステムの推進や地域特性を踏まえた介護サービスの充実強化などに取り組んでいるものの、平成26（2014）年度から令和6（2024）年度までの訪問介護（居宅）指定事業者数は県全体では6.5%増となっているのに対して過疎地域においては5.1%の減となっている。

今後の介護需要や地域ごとの実情等を踏まえ、引き続き、介護サービスの充実を図る必要がある。

② 医療

県内8つの2次保健医療圏域のもと、住民が住み慣れた地域で生活しながら、状態に応じた適切に必要な医療を受けられるよう、医療提供体制の整備、在宅医療の充実等を進めてきた。人口1万人あたりの一般診療所数、人口1千人あたり病床数は過疎地域において全体的に微増傾向にある。

また、医療資源が乏しい地域の救急医療の確保のため、関西広域連合を主体とする広域的なドクターヘリの配置と運航を進めてきた。3府県ドクターヘリ（H22～、公立豊岡病院）、徳島県ドクターヘリ（H24～、徳島県立中央病院）、兵庫県ドクターヘリ（H25～、兵庫県立加古川医療センター、兵庫県立はりま姫路総合医療センター）、鳥取県ドクターヘリ（H30～、鳥取大学医学部附属病院）の4機が県内をカバーしているほか、ドクターカーの配置も進んでいる。

引き続き、医療需要等を踏まえた病床機能と在宅医療の体制整備や、広域連携による医療体制の確保を進める必要がある。

◇人口千人あたり要介護（支援）者数

区 分	平成26年度	令和 6 年度	増減
過疎地域	60.1人	76.8人	+27.7%
北播磨	58.0人	62.4人	+ 7.6%
中播磨	58.4人	66.9人	+14.5%
西播磨	57.0人	64.8人	+13.7%
但 馬	60.9人	67.2人	+10.4%
丹 波	56.3人	67.3人	+19.6%
淡 路	66.0人	69.6人	+ 5.5%
県 全 域	47.1人	63.2人	+34.2%

（高齢者保健福祉関係資料）

◇訪問介護（居宅）指定事業者数

区 分	平成26年度	令和 6 年度	増減
過疎地域	137	130	△ 5.1%
北播磨	2	2	-
中播磨	4	6	+50.0%
西播磨	28	32	+14.3%
但 馬	37	30	△18.9%
丹 波	23	26	+13.0%
淡 路	43	34	△20.9%
県 全 域	1,888	2,011	+ 6.5%

（県資料）

◇人口 1 万人あたり一般診療所数

区 分	平成25年度	令和 5 年度	増減
過疎地域	8.0	8.7	+0.7
北播磨	5.9	7.2	+1.3
中播磨	5.3	6.4	+1.1
西播磨	6.7	7.2	+0.5
但 馬	8.2	9.2	+1.0
丹 波	7.7	8.0	+0.3
淡 路	10.0	10.7	+0.7
県 全 域	9.0	9.7	+0.7

（厚生労働省「医療施設調査」をもとに作成）

◇人口千人あたり病床数

区 分	平成25年度	令和 5 年度	増減
過疎地域	13.3	13.7	+0.4
北播磨	7.7	8.6	+0.9
中播磨	6.3	6.9	+0.6
西播磨	12.6	13.2	+0.6
但 馬	12.5	12.7	+0.2
丹 波	14.9	14.2	△0.7
淡 路	16.0	16.9	+0.9
県 全 域	12.3	12.2	△0.1

（厚生労働省「医療施設調査」をもとに作成）

※各数値は令和 7 年11月方針策定時のもの

※各数値は過疎地域とみなされる区域を含む合併後の市町全体で集計

(5) 生活・交流基盤の状況

① 社会基盤

これまでの過疎対策の結果、市町道、上水道、生活排水処理施設等の社会基盤は、相当程度整備され、県内の格差は縮小しつつある。引き続き、過疎地域における生活基盤の確保のため、着実に整備を推進する。

② 情報通信基盤

いまや地域に不可欠な基盤である情報通信基盤については、県全域を周回する「兵庫情報ハイウェイ」のアクセスポイント拡充、通信速度の増強を進めてきたことに加え、令和3(2021)年3月には東京までの延伸を図った。県全体で、超高速ブロードバンドの整備率は99.9%以上となっており、特に、移動系の不感地区は概ね解消している。固定系については、地理的要因等により一部、未整備地域が残されていることから、引き続き整備を進める必要がある。

③ 学校施設

少子化が著しい過疎地域においては、統廃合による小中学校数の減少が進む中、スクールバス等の通学手段の確保が図られるとともに、小規模特認校制度の活用や、ICTを活用した遠隔授業等の取組も始まっている。また、廃校施設については、地区のコミュニティ施設や、企業等の拠点として活用が進んでいる。引き続き、学校の適正規模を維持するとともに、小規模校の活性化や廃校の有効活用等に取り組んでいく必要がある。

◇市町道改良率

区 分	平成25年度	令和5年度	増減
過疎地域	50.5%	51.5%	+1.0%
北播磨	54.2%	54.9%	+0.7%
中播磨	52.4%	53.3%	+0.9%
西播磨	53.3%	57.1%	+3.8%
但馬	50.7%	52.1%	+1.4%
丹波	58.9%	59.4%	+0.5%
淡路	42.0%	41.2%	△0.8%
県 全 域	59.8%	61.3%	+1.5%

(市町要覧、県資料)

◇市町道舗装率

区 分	平成25年度	令和5年度	増減
過疎地域	79.7%	80.9%	+1.2%
北播磨	85.4%	85.8%	+0.4%
中播磨	85.6%	89.2%	+3.6%
西播磨	78.8%	80.6%	+1.8%
但馬	71.9%	72.2%	+0.3%
丹波	86.1%	86.3%	+0.2%
淡路	83.1%	84.4%	+1.3%
県 全 域	86.7%	85.3%	△1.4%

(市町要覧、県資料)

◇上水道等普及率

区 分	平成25年度	令和 5 年度	増減
過疎地域	99.4%	99.6%	+0.2%
北播磨	99.5%	99.3%	△0.2%
中播磨	99.5%	99.7%	+0.2%
西播磨	99.5%	99.6%	+1.0%
但 馬	99.5%	99.7%	+0.2%
丹 波	99.6%	99.7%	+0.1%
淡 路	99.3%	99.5%	+0.2%
県 全 域	99.8%	99.9%	+0.1%

(水道施設現況調査)

◇生活排水処理率

区 分	平成25年度	令和 5 年度	増減
過疎地域	93.4%	95.3%	+ 1.9%
北播磨	99.9%	99.3%	△ 0.6%
中播磨	84.3%	95.7%	+11.4%
西播磨	99.6%	99.9%	+ 0.3%
但 馬	99.7%	99.8%	+ 0.1%
丹 波	99.2%	99.6%	+ 0.4%
淡 路	75.7%	81.5%	+ 5.8%
県 全 域	98.5%	99.0%	+ 0.5%

(県資料)

◇固定系超高速ブロードバンド整備状況（令和 6 年 3 月）

区 分	未整備世帯	
	世帯数	利用可能世帯率
過疎地域	210世帯	99.63%
但 馬	203世帯	99.51%
丹 波	7世帯	99.96%
県 全 域	221世帯	99.99%

(県資料)

◇小中学校数

区 分	平成26年度	令和 6 年度	増減
過疎地域	168校	151校	△11.3%
北播磨	10校	8校	△25.0%
中播磨	11校	9校	△22.2%
西播磨	24校	32校	+25.0%
但 馬	54校	46校	△17.4%
丹 波	21校	15校	△40.0%
淡 路	48校	41校	△17.1%
県 全 域	1,181校	1,105校	△ 6.9%

(学校基本調査、市町資料)

◇小・中学校のスクールバス台数（過疎地域）

100台（平成26年度）→141台（令和 6 年度）

※各数値は令和 7 年11月方針策定時のもの

※各数値は過疎地域とみなされる区域を含む合併後の市町全体で集計

（小中学校数、スクールバス台数は過疎地域とみなされる区域で集計）

2 過疎地域の課題とこれまでの取組

総 論

(1) 人口減少、高齢化

過疎地域における小規模集落（世帯数50戸以下、65歳以上人口比率40%の集落）の数は、平成24（2012）年の316集落から、令和4（2022）年には738集落と、約2.4倍に増加している。

これらの集落では、人口減少や高齢化に伴い、地域の担い手不足が深刻化し、空き家や耕作放棄地が増加するとともに、農作業や清掃等の集落の共同作業、冠婚葬祭などの支え合い活動、神事や地域の伝統文化の継承、自然災害の発生の防止など、これまで集落が担っていた機能の維持が困難となりつつあり、さらなる衰退や無居住化が懸念されている。

これまで、地域創生戦略に基づく移住対策や、持続可能な多自然地域づくりプロジェクト及び農地の有効活用などによる持続可能な地域づくりに取り組んでいるところだが、引き続き、人口減少の抑制を図りつつ、新たな地域の担い手の確保や、集落の単位を越えて広域的に集落の機能を支え合う仕組みづくりに取り組む必要がある。

(2) 都市から地方への回帰

若い世代を中心に、地方暮らしに関心がある人々が増えている一方で、東京一極集中の再加速による20 歳代の若者を中心とした県外転出等を背景に、本県の総人口は減少を続けており、過疎地域においてはより減少幅が大きい。

そのような現状において、地域活性化を図り地方回帰を促す環境整備等の取り組みをより一層加速させてゆく必要がある。

そのうち、地域おこし協力隊の県内隊員数はここ数年100人以上を確保できているほか、地域内外の若者等を呼び込むためにマルチワーク（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）を通じて安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出す特定地域づくり事業協同組合が3団体で設立されている。このほかにも、地方への人や企業の流れを作り出すための各種支援策が国や各自治体において創設され、展開されている。

(3) 情報技術の進展

インターネットやスマートフォンをはじめとするICT（情報通信技術）が日々急速に進化しているなか、本県においても、兵庫情報ハイウェイを東京まで延伸し、県下全域と東京を結ぶ高速大容量の兵庫情報スーパーハイウェイを整備するなど、情報通信ネットワークの強化を進めてきた。

また、首都圏のIT企業等の参加を得て、新温泉町でのファムトリップを実施し、但馬がテレワークの適地であることを確認した。

加えて、行政手続のオンライン・ペーパーレス化をはじめ、医療、福祉、教育、文化、観光など、各方面での情報通信技術の活用が一層進み、日常生活はもとより社会・経済の様々な側面に

において情報通信の活用が重要となっている。

このため、過疎地域においては、一部で遅れている情報通信基盤の整備をはじめ、医療、福祉、教育、産業振興、集落対策など、過疎地域が抱える様々な課題に対して距離の壁を解消することができる情報技術の利活用を推進する必要がある。

(4) 自然災害への備え

地球温暖化に伴う気候変動により、全国各地で局地的な大雨や集中豪雨の頻発化が懸念されている。

過疎地域は、中山間地で急峻な地形が多く、代替道路も少ないことから、風水害・土砂災害時における住民の避難や緊急物資輸送等が困難であり、主要道路の被災により長期間にわたり周辺地域の住民の生活に多大な影響が生じるおそれがある。

本県では、これまでの自然災害の経験と教訓を活かし、事前防災対策の加速や県民緑税を活用した災害に強い森づくり、ハザードマップを活用した避難情報の普及啓発など、ハード・ソフト両面にわたる対策を計画的に推進しているところであり、引き続きこれらの取組を展開していく必要がある。

地域別の課題と取組

過疎対策にあたっては、地域の実情を踏まえた施策の展開が必要であることから、兵庫県地域創生戦略等のもと、地域ごとの課題に応じた取組を進めている。

① 北播磨

過疎地域（１町）	多可町
----------	-----

〔人口減少率16.6%（H22→R2）、高齢者比率37.9%（R2）〕

多可町は平成17（2005）年に中町・加美町・八千代町の合併により発足し、このうち令和3（2021）年4月に旧加美町の区域が、令和4（2022）年4月に町全域が過疎地域の指定を受けた。

酒米山田錦の需要拡大や、播州織等の地場産業の活性化支援に取り組んできた。令和2（2020）年4月には多可町地域商社RAKUが設立され、特産品の開発や販路拡大に取り組んでいる。

地場産業の新たな担い手の育成や産地間の協働による製品開発、体験・周遊型ツーリズム等の「地場産業を活かした若者・女性集積プロジェクト」を一層推進し、地元就業の促進、関係・交流人口の拡大を図る必要がある。

② 中播磨

過疎地域（２町）	神河町、市川町
----------	---------

〔人口減少率14.6%（H22→R2）、高齢者比率37.9%（R2）〕

神河町は平成17（2005）年に神崎町と大河内町の合併により発足した。森林面積が町域の約8割を占める中、第1次・第2次産業よりも第3次産業の就業者数が多く、雇用の場の確保等が課題となっている。市川町では国産ゴルフアイアンヘッド発祥の地としてゴルフ関連企業が集積するが、就業者数は減少傾向にある。

神河町は、播但連絡道路など南北の交通網により姫路市と約40分で結ばれ、京阪神地域まで約1時間半圏内である地域特性を活かし、平成29（2017）年4月に日本遺産に認定された「銀の馬車道・鉱石の道」、多くの映像作品のロケ地に選ばれた砥峰高原などを活用した誘客等に取り組み、平成29（2017）年には新たなスキー場が開業しているほか、市川町でもリフレッシュパーク市川などによる地域資源の充実が図られてきた。

地域の強みを活かしたさらなる魅力発信に取り組むとともに、雇用の場の確保、南部地域との交流・連携による地域活力の向上を進める必要がある。

③ 西播磨

過疎地域（１市１町）	宍粟市、佐用町
一部過疎（１区域）	たつの市（旧新宮町）

〔人口減少率15.9%（H22→R2）、高齢者比率37.7%（R2）〕

宍粟市、佐用町は、全市町域が過疎指定を受けており、令和４（2022）年に、たつの市（旧新宮町）が新たに指定された。宍粟市・佐用町・たつの市（旧新宮町）の合計面積は約1,065 km²（県面積の13%）と、広大なエリアに豊かな自然を有するが、観光資源が点在しており連携が不十分であること、商店や飲食店、交流の拠点となる場がないなどの課題がある。

このため、JR姫新線や中国横断自動車道姫路鳥取線など交通網の充実、道の駅を活用した特産品の販売、事業者と連携した移動販売などに取り組むとともに、平成29（2017）年に県立森林大学校を開学し、林業人材の育成にも努めてきた。

山城等をつなぐ観光ルートの設定、交流施設の設置等に取り組むとともに、森林セラピーなど森林資源を活かした関係・交流人口の拡大、農林業をはじめ地域産業の振興による雇用の確保を図る必要がある。

④ 但馬

過疎地域（１市２町）	養父市、香美町、新温泉町
一部過疎（６区域）	豊岡市（旧城崎町、旧竹野町、旧但東町） 朝来市（旧生野町、旧山東町、旧朝来町）

〔人口減少率17.0%（H22→R2）、高齢者比率40.8%（R2）〕

但馬地域は全ての市町が過疎指定されており、令和３（2021）年に朝来市（旧生野町、旧朝来町）が新たに指定された。山間へき地の多い豪雪地帯であり、京阪神からの移動に時間を要すること、若者が希望する雇用が少ないことから、県内の他地域や県外への流出などが課題となってきた。

そのため、令和６（2024）年度にユネスコ世界ジオパークとして再認定された山陰海岸ジオパークをはじめとする豊かな自然や、温泉等の地域資源を活用した誘客等に取り組んできた。また、令和２（2020）年度に北近畿豊岡自動車道の全線が事業着手され、令和３（2021）年度に事業化された山陰近畿自動車道竹野道路は令和７（2025）年度より工事着工している。さらに、令和５（2023）年度には豊岡北一城崎温泉間が、直轄権限代行により新規事業化され、国が調査設計を進めるなど、高規格道路網の整備が進みつつあり、コウノトリ但馬空港も含めた交通基盤が整いつつある。加えて、芸術文化観光専門職大学が開学から４年を迎え、地域に貢献する新たな人材創出への期待も高まっている。

さらなる観光振興に向けた周遊性向上、リピーター客の確保などにより交流人口の拡大を図るとともに、U・Iターン促進拠点である、たじま暮らしサポートBASEの設置をはじめ、定住人口増加に向けたU・Iターン者への支援、地域団体等と連携した地域の魅力発信など総合的な取組により、次世代につなぐ人づくり・地域づくりを実現していく。

⑤ 丹波

一部過疎（３区域）	丹波篠山市（旧篠山町）、丹波市（旧青垣町、旧山南町）
-----------	----------------------------

〔人口減少率13.5%（H22→R2）、高齢者比率39.2%（R2）〕

丹波市（旧青垣町）は、令和３（2021）年４月に新たに過疎指定を受け、また、令和２年国勢調査に基づき、旧山南町区域と、丹波篠山市（旧篠山町）が令和４年４月１日に追加で指定を受けた。長期的な人口減少・高齢化の中、特に若者・女性人口の減少の継続が課題となっている。

京阪神地域と近接していながら、有数のブランド農産物や恐竜化石、本州一低い中央分水界など豊かな地域資源を活かし、人と自然と文化の調和した丹波の森づくりの取組を30年以上にわたって、住民、事業者、行政が一体となり進めてきた。近年は、京阪神地域からのアクセスの良さもあり、移住者が増加傾向にあるとともに、豊かな自然の中での新しいライフスタイルの創造が可能な地域としても注目されている。

この機会を活かし、産学官民のネットワークを形成して、地域発のイノベーションの創出・創発を目指す、シリ丹バレー構想プロジェクトを進めることで、地域内外の関係・交流人口の拡大や、だれもが起業・創業しやすい環境づくりを推進していく必要がある。

⑥ 淡路

過疎地域（２市）	洲本市、淡路市
一部過疎（２区域）	南あわじ市（旧西淡町、旧南淡町）

〔人口減少率11.9%（H22→R2）、高齢者比率38.1%（R2）〕

洲本市（旧洲本市）及び南あわじ市（旧西淡町、旧南淡町）が令和３（2021）年４月に過疎指定を受け、島内３市が過疎地域となった。淡路島という地形的制約と産業基盤の弱さにより、全島で人口減少、少子高齢化や雇用の減少が進行している。京阪神地域に近接しており、都市近郊型の観光地となっている。

平成23（2011）年に国の地域活性化総合特区の指定を受け、エネルギー、農と食、暮らしの持続を総合的に進める、あわじ環境未来島構想に取り組んでおり、エネルギー持続可能な地域づくり及び地域活性化の先進事例として成果を上げてきた。近年の地方回帰の潮流の中、民間企業が本社機能を淡路島に移転する動きも見られる。

この機を逃さず、島内出身者の地元企業への就職促進、島外在住者のUJIターンの促進が重要である。特に、農業や水産業の盛んな地域であることから、食を中心とした就業・起業の支援や、都市近接を活かした流通・販売体制の構築、新たな食のブランド化に加え、周遊・滞在型ツーリズムなど、令和の御食国プロジェクトをさらに推進していく必要がある。

3 過疎地域持続的発展の基本的な方向

(1) 理念 ～一人ひとりが望む働き方や質の高い暮らしが実現できる地域づくり～

過疎地域については、昭和45年以来、これまで4次にわたる特別立法により、各般の対策が展開されてきた結果、各種公共施設の整備や交流人口の増大等に一定の成果をあげてきたが、過疎地域からの人口流出は止まっておらず、引き続き厳しい状況にある。

過疎法では、過疎対策の理念を「持続可能な社会の形成及び地域資源等を活かした地域活力の向上」としている。

兵庫県の過疎地域は、生活の場であるとともに、豊かな自然、地域に根付いている多彩な産業、歴史文化、多様な気候や風土が育む食といった高いポテンシャルを持っているが、これを守り、活かした取組を一つ一つ積み重ねていくことがこれからの過疎対策に求められている。

人々の価値観や生活の多様化や、SDGs（持続可能な開発目標）の理念の広がり、地方回帰の機運の中、学び、働き、心豊かな生活ができる場所として、一人ひとりが将来を描き、住み続けたい、関わり続けたいと思える地域には、人は集い、豊かな社会が形成される。

以上を踏まえ、本方針は、一人ひとりが望む働き方や質の高い暮らしが実現できる地域づくりを基本理念とする。

(2) 取組方針

① 地域への人の流れの拡大

自然志向の高まり、交通基盤の充実等により、県民の行動範囲が拡大した今、豊かな自然環境や優れた景観を有する過疎地域は、ゆとりある生活を実現する空間として、大きなポテンシャルを有している。

移住から仕事まで一貫した相談体制を構築するとともに、SNS等のメディアを活用した効果的な情報発信や移住促進イベント等を実施することにより、移住、定住の拡大を図る。

都市との近接性を活かした二地域居住やテレワーク、ワーケーションの促進、多彩な地域資源の磨き上げ、都市部の住民ボランティアと多自然地域をつなぐプラットフォームの整備や、大学・企業等と連携した地域づくり活動の支援等により関係人口、交流人口の拡大を図る。

また、これらの取り組みに欠かせない情報通信基盤や交通基盤の充実を図る。

② 地域を支える産業の振興

地域経済の自立のために、産業の振興、とりわけ農林水産業の基幹産業化を推進する。地場産業の展開支援等、地域産業を支援する。地域の特色を活かした企業誘致・起業を促進する。ICTの、ヒトやモノにかわる、時間と距離をこえる等の機能を活かして、多自然地域の持続可能性、生活の質向上に重点活用する。空き家店舗の活用など商業の活性化を図るとともに、地域の特性を活かした観光の振興を図る。

③ 安心して豊かな生活が送れる地域づくり

過疎地域における安心して豊かな生活の確保のために、ハード・ソフト両面での生活基盤整備を引き続き強力に推し進める。

また、集落単位での維持・活性化が困難となりつつあるため、これまでの集落の枠組みを超えて広域的に集落の機能を支えあう住民主体の地域運営体制の構築を支援し、安心して暮らし続けることができる持続可能な生活圏づくりを推進する。

豊かな自然は環境負荷の小さい再生可能エネルギーとして活用できる有効な資源である。

そのため、様々な主体の参画のもと、地域内におけるエネルギー自立を進めるとともに、自然環境との共生や災害時の安全・安心の確保を推進する。

第2 分野別の目標・取組

1 移住・定住と地域間交流の促進、人材の育成

(1) 移住・定住

〔目標〕

地方回帰の潮流を移住・定住につなげるため、地元企業と若者とのマッチングを強化するとともに、首都圏等での情報発信を強化し、過疎地域での雇用の場づくりやUJIターン、起業・創業を促進する。

〔取組〕

① 地元就業の促進

ア 県内就業意識の高揚

- ・地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」において、地域や自然の中で生徒の主体性を尊重した様々な社会体験活動の実施や、「県立高校ふるさと共創プロジェクト」において、地域企業での就業体験・事業提案の実施
- ・産学官連携による高校生・大学生のインターンシッププログラムの充実
- ・奨学金返済支援制度など若者の経済的負担軽減

イ 地元企業と若者のマッチング強化

- ・産学官連携による地元企業とのマッチング強化
- ・メディア等と連携した地元企業情報の発信、民間求人サイトやスマートフォンアプリの活用
- ・地域産業と高校職業学科との連携による地域と協働した高校づくりの推進

ウ 女性活躍の推進

- ・ものづくり分野における女性就業の促進
- ・企業研究や学生主体のフォーラム開催等、就職活動前からのキャリアプランニング形成支援
- ・女性活躍のロールモデルを通じて、SNS等を活用した情報発信の充実

② UJIターンの促進

ア 地方回帰を捉えた移住・定住の推進

- ・首都圏求職者を対象とした短期滞在支援、県有施設を活用したお試し移住等の推進
- ・地域おこし協力隊制度を活用した地域人材の確保
- ・マルチワーク組合（特定地域づくり事業協同組合）の設立や独自事業の立ち上げ支援

イ 第二新卒者等、若年層のUJIターンの支援

- ・ひょうごe-県民制度の活用等、大学キャリアセンター等と連携したUJIターン情報の発信
- ・東京圏等での県内企業の情報発信

ウ ひょうご移住・しごとプラザを核とした情報発信

- ・ひょうご移住・しごとプラザ（東京・神戸・大阪）における移住情報から職業紹介までのワンストップでの情報発信の充実
- ・移住セミナーや相談会、バスツアー等の移住イベントの効果的な展開、移住希望者の発掘
- ・ひょうごe-県民制度やSNS、テレビ、ラジオなどクロスメディアによるPR

③ 起業・創業の適地ひょうごの実現

ア 起業・創業しやすい環境づくり

- ・高度技術を有する起業家の定着促進

イ 多様な主体による起業・創業の支援

- ・若者・女性・ミドル・シニアなど多様な主体による事業の立ち上げ支援
- ・在留資格の特例の拡大や新たな貸付の創設等、外国人の起業環境の整備
- ・ファンドの組成等、初期段階の起業家に必要な金融支援の充実

（２）交流事業の推進

〔目標〕

都市と多自然地域が近接する兵庫の強みを活かし、二地域居住や都市農村交流を推進するとともに、関係人口の拡大により、地域づくりの担い手を確保する。

〔取組〕

① 定住・二地域居住・都市農村交流の促進

- ・移住者等を対象とした遊休農地等を活用した農園施設整備
- ・地域に人を呼び込み、体験等の提供に加えて、農林漁業の内容や思い、経験等を直接伝える「ひょうごオープンファーム」の推進
- ・都市部の住民をボランティアとして受入れ、ともに農作業などを行う「ふるさとむら」の活動の支援
- ・「棚田カード」や「棚田めぐりガイド」を活用した棚田の魅力発信による地域の活性化の推進
- ・直売所の整備支援や、レイアウト改善など直売所の魅力向上のためのアドバイザー派遣
- ・自伐型林業を含む多様な林業の担い手の確保
- ・里山林の再生や森林ボランティア・リーダーの養成、企業の森林整備・保全活動の支援、ひょうご里山フェスタ等を通じた県民理解の醸成など県民総参加の森づくりの推進

② 多主体連携の推進による関係人口の創出・促進

- ・大学・企業等と連携した地域づくり活動への支援
- ・都市部の住民ボランティアと多自然地域をつなぐプラットフォームや都市と集落のコーディネート機能の整備
- ・地域おこし協力隊や協力隊OB・OGによる地域活動の促進
- ・関係人口をはじめとした外部人材を受け入れる地域の理解促進や、地域外の人材に関心を持ってもらえる効果的かつ効率的な情報発信の実施

- ・地域創生に関わるプレーヤーが交流するプラットフォームの構築

③ 空き家等の有効活用

- ・古民家の活用による地域活性化と景観・まちなみ保全
- ・シェアハウスなど、多自然地域での空き家活用の促進
- ・エリアマネジメントによる空き家再生

(3) 人材の育成

〔目標〕

地域づくりを先導する新たなリーダー人材や、外部支援人材を発掘・育成するとともに、過疎地域と支援人材とのコーディネート機能を強化する。外国人材と共生する地域コミュニティの環境を整備する。

〔取組〕

- ① 地域の中核となる人材の育成
 - ・自主的な地域づくりに取り組む地域へ伴走支援する人材の発掘・育成
 - ・地域おこし協力隊のOB・OGネットワークと連携した研修の実施
 - ・地域住民が主体となり、農用地保全や農業を核とした経済活動と併せ、地域コミュニティの維持に取り組む農村型地域運営組織（農村RMO）の形成に向けた地域リーダーの養成や伴奏支援の実施
- ② 専門的な知識・技術を有する外部支援人材の育成
 - ・地域の合意形成や計画づくり等を支援する専門人材に対する研修の実施
 - ・芸術文化観光専門職大学の開学による専門職業人の育成
 - ・大学生など次世代を担う中核観光人材の育成
 - ・無形民俗ヘリテージマネージャーの育成等による祭りなどの継承・振興

2 産業の振興

(1) 農林水産業の振興

① 農業

〔目標〕

多様な担い手の確保や企業参入の促進、農業のスマート化や農地整備の推進等による生産性の向上や、ブランド化、少量多品目生産など過疎地域の特色を活かした取組、持続可能な農村地域づくり等により、農林水産業の基幹産業化を推進する。

〔取組〕

- ・有機農業をはじめとする環境創造型農業の担い手の育成と面積拡大
- ・次世代施設園芸、スマートファームなど農業のスマート化
- ・土地利用型農業のスマート農業技術の普及定着
- ・ドローン散布や農業機械のシェアリング、データ分析による解決策の提案等のサービスを提供する農業支援サービス事業体の育成

- ・施設野菜や果樹・花きの生産拡大
- ・基幹的地域農業法人の育成、経営体の大規模化の推進
- ・農業参入に意欲的な企業による地域への円滑な参入・定着
- ・小規模農家や兼業農家、非農家も含めた持続可能な地域協働体制の確立
- ・担い手の育成・確保や農地集積・集約化、農地の有効活用推進
- ・農地の大区画化や用水路のパイプライン化などの農地整備、農業水利施設の長寿命化等の推進
- ・県産農畜産物を活用した6次産業化、異業種間連携、販路開拓の推進
- ・地域住民が主体となり、農用地保全や農業を核とした経済活動と併せ、地域コミュニティの維持に取り組む農村型地域運営組織（農村RMO）の形成推進
- ・学校給食における県産食材利用拡大の取組の推進
- ・地域に人を呼び込み、体験等の提供に加えて、農林漁業の内容や思い、経験等を直接伝える「ひょうごオープンファーム」の推進（再掲）
- ・都市部に向けたバリューチェーンの構築
- ・耕畜連携など環境と調和のとれた持続可能な畜産業の実現
- ・スマート畜産業の推進による生産性・収益性の向上
- ・但馬牛繁殖・肥育経営の新規就農等への支援体制の確立や規模拡大の推進
- ・畜産物の安全性の確保や生産工程管理の向上への支援

② 林業

〔目標〕

建築物の木造・木質化の促進や県産木材の新たな木材需要・用途の開拓により、県産木材の利用促進を図るとともに、低コストで安定的な木材生産体制の整備を推進し、資源循環型林業を構築する。

〔取組〕

- ・環境と調和のとれた持続可能な森林・林業の実現
- ・林内路網の整備促進とこれまでの搬出間伐に加え主伐による原木の安定供給や再造林の推進
- ・森林大学校での次世代の林業を担う人材・リーダーの育成
- ・自伐型林業を含む多様な林業の担い手の確保（再掲）
- ・森林環境譲与税を活用した奥地等の条件不利地における間伐の推進
- ・里山林の再生や森林ボランティア・リーダーの養成、企業の森林整備・保全活動の支援、ひょうご里山フェスタ等を通じた県民理解の醸成など県民総参加の森づくりの推進（再掲）
- ・県産木材の流通・加工体制の整備や、CLTやTAPOS等新たな技術を活用した非住宅分野の木造木質化など県産木材の利用促進
- ・「ひょうごの木」Creation Baseを通じた木材と異分野とのコラボによる県産木材の新たな価値の創出と発信
- ・木質バイオマス発電向け燃料用材の安定供給と新たな木材用途の開拓
- ・ドローンや森林クラウドなど、新たな技術の活用による低コストモデルの構築

③ 水産業

〔目標〕

豊かな海の再生と水産資源の増大に取り組むとともに、漁業の担い手の確保・育成と経営力の強化を図り、持続的な水産業を実現する。

〔取組〕

- ・ 栄養塩類の供給促進による豊かな海の再生
- ・ 海域環境の変化に対応した水産資源の適正管理
- ・ 魚礁設置や増殖場造成、栽培漁業の推進
- ・ 水産技術の開発と普及
- ・ 新規就業者や沖合漁業船員の確保・育成
- ・ 省エネ省力型網漁船の建造や新規就業者等の設備投資への支援など、コスト縮減とスマート水産業の推進
- ・ 漁業者による新たな販売戦略の構築や漁獲物の付加価値化など、漁業経営の安定化の推進
- ・ 内水面漁業におけるアユや溪流魚など水産資源の維持と地域活性化の推進
- ・ 海や漁村が有する価値や魅力を活かした海業の振興

（２）地場産業の振興

〔目標〕

伝統的な地場産業の新たな展開に向けて、マーケット需要に沿った新製品開発、ブランド化の推進や、国内外での販路開拓等に取り組むとともに、中小企業の事業承継、経営改善への支援により、経営基盤の安定化等を図る。

〔取組〕

- ・ 経営課題の相談・助言や経営基盤の強化、専門人材とのマッチング支援
- ・ 中小企業等の事業承継支援の拡充
- ・ 地場産業のブランド力強化、国内外の展示会出展など販路開拓支援
- ・ 空き店舗を活用した新規出店等の支援

（３）企業の誘致及び起業の促進

〔目標〕

企業の立地先としての過疎地域の魅力が見直される中、過疎地域の特色を活かした企業誘致やテレワーク環境の整備を促進するとともに、地域に密着したコミュニティビジネス等の拡大を図る。

〔取組〕

- ① 過疎地域の特性を活かした企業立地促進
 - ・ 「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」における促進地域のインセンティブ強化を活用した戦略的な企業誘致
 - ・ 高度技術を有し社会課題の解決を図る企業や起業家等の事業所開設支援
- ② 起業・創業の適地ひょうごの実現（再掲）
 - ア 起業・創業しやすい環境づくり
 - ・ 高度技術を有する起業家の定着促進

イ 多様な主体による起業・創業の支援

- ・若者・女性・ミドル・シニアなど多様な主体による事業の立ち上げ支援
- ・在留資格の特例の拡大や新たな貸付の創設等、外国人の起業環境の整備
- ・ファンドの組成等、初期段階の起業家に必要な金融支援の充実

（４）商業の振興

〔目標〕

商業機能の空洞化が著しい過疎地域において、空き店舗を活用した個性ある店舗の出店を支援するとともに、地域住民の生活の利便性を確保するため、移動販売など、買い物弱者への対策に取り組む。

〔取組〕

- ・商店街の空き店舗を活用した新規出店等への支援拡充
- ・ECサイトを活用した共同宅配、移動販売、ご用聞き、買い物送迎車の運行などの支援
- ・子育て支援施設の設置等、地域コミュニティの核としての機能発揮

（５）情報通信産業の振興

〔目標〕

過疎地域と都市部との情報格差は縮小しつつあるが、引き続き、情報通信基盤の整備を推進するとともに、過疎地域の特性を活かしたITベンチャー等の起業・誘致を図る。

〔取組〕

- ・高度技術を有し社会課題の解決を図る企業や起業家等の事業所開設支援
- ・兵庫情報ハイウェイの増強、兵庫情報スーパーハイウェイ（東京アクセスポイント）の設置等による情報通信基盤の強化
- ・自動運転等による交通手段の確保やドローンによる物流網の構築
- ・テレワーク、副業など、多様な働き方の普及

（６）観光の振興

〔目標〕

過疎地域の観光資源による本物志向の旅を通じて、旅の長期滞在化、高付加価値化、再訪の促進につなげていく。また、受け入れ地域のニーズにも適合し、環境等にも配慮した持続可能な観光地域づくりを進めていく。

〔取組〕

- ・日本遺産や世界・日本農業遺産、歴史文化遺産など地域資源の活用など、周遊・体験型コンテンツの充実
- ・自然や里山、文化資源など観光資源への磨き上げ、アニメやスポーツなど新しいツーリズムの開発
- ・SNSなど多様なメディアの活用やワールドマスタースゲームズ2027関西、神戸空港国際化など誘客機会を捉えたプロモーション

- ・ひょうご観光本部と、広域連携DMOや近隣DMOとの連携による広域観光周遊ルートの形成
- ・大学生など次世代を担う中核観光人材の育成（再掲）
- ・「棚田カード」や「棚田めぐりガイド」を活用した棚田の魅力発信による地域の活性化の推進（再掲）
- ・地域に人を呼び込み、体験等の提供に加えて、農林漁業の内容や思い、経験等を直接伝える「ひょうごオープンファーム」の推進（再掲）

3 情報化の推進

〔目標〕

情報通信技術は、過疎地域と都市の地域間格差を是正する有効な手段であり、どの地域でも教育や医療、必要な生活関連サービスを享受できるよう、情報通信基盤のさらなる整備と利活用、先端技術の地域実装に取り組む。

〔取組〕

- ・高度技術を有し社会課題の解決を図る企業や起業家等の事業所開設支援
- ・兵庫情報ハイウェイの増強、兵庫情報スーパーハイウェイ（東京アクセスポイント）の設置等による情報通信基盤の強化（再掲）
- ・自動運転等による交通手段の確保やドローンによる物流網の構築（再掲）
- ・テレワーク、副業など、多様な働き方の普及（再掲）
- ・遠隔カンファレンスや遠隔診断など、遠隔医療の普及
- ・ICTを活用した情報共有など在宅医療の充実、ICT機器やビッグデータ、コミュニケーションロボット等を活用した孤独死防止対策の推進
- ・小規模校における遠隔授業の推進
- ・ドローン散布や農業機械のシェアリング、データ分析による解決策の提案等のサービスを提供する農業支援サービス事業体の育成（再掲）

4 交通施設の整備及び日常的な交通手段の確保

〔目標〕

広域的な地域間交流を促進する基幹道路ネットワークの整備等を推進するとともに、日常生活を支える公共交通ネットワークの維持・確保、担い手・運転士確保、利用促進の取組を促進する。

〔取組〕

① 道路網の整備

- ・山陰近畿自動車道などの高規格道路八連携軸を構成する路線の整備
- ・社会資本整備総合交付金等を活用した基幹的な市町道の整備、市町内の集落と公共・産業施設とを結ぶ日常生活・産業路線、過疎地域内外を連絡する道路の計画的な整備
- ・道路の計画的・効率的な老朽化対策、県民の参画と協働による適切な道路の維持管理

② 空港・港湾の整備

- ・コウノトリ但馬空港を拠点としたローカルto ローカルの需要創出
- ・港湾の機能強化、海上交通の維持・確保

③ 農道、林道及び漁港関連道の整備

- ・農産物の流通ルートの確保のための基幹的農道の計画的な整備、橋梁・トンネル等の長寿命化、耐震対策の推進
- ・災害時の代替路としても活用可能な林内路網の中心となるべき基幹的林道の整備、橋梁・トンネル等の整備
- ・漁港と背後の幹線道路をむすぶ漁港関連道の整備によるアクセス向上、物流機能の強化

④ 公共交通ネットワークの維持・活性化

- ・生活バス路線の再編、運行の効率化
- ・コミュニティバスの広域運行、公共ライドシェア・デマンド型乗合タクシーの導入、スクールバス等の混乗利用など、地域の特性を踏まえた取組の推進
- ・交通事業者が行う運転士確保、キャッシュレス決済導入への支援
- ・自動運転化による路線バスの維持
- ・モビリティ・マネジメント推進による需要確保
- ・バスロケーションシステム導入、待合環境の整備など利用しやすい環境整備
- ・鉄道網における軌道改良、新型車両導入等による定時性の確保、さらなる利便性の向上に向けた取組への支援
- ・JRローカル線の維持・利用促進に向けた取組の強化

5 生活環境の整備

(1) 水道施設及び生活排水処理施設等の整備

【目標】

都市部との格差解消や住民の生活水準の向上を図るため、広域的な視点のもと、過疎地域の実情に即した生活環境施設の整備を進める。

【取組】

① 水道施設

- ・地域特性を十分に考慮した水道未普及地域の解消や老朽化施設の更新・長寿命化、小規模水道事業の統合

② 生活排水処理施設

- ・下水道施設、その他の生活排水処理施設の整備・充実を図るための市町支援、(公財)兵庫県まちづくり技術センターによる市町からの業務受託
- ・計画的な予防保全対策による施設の長寿命化

③ ごみ処理

- ・地域特性を十分に考慮したごみ処理の広域化等の推進

（２）自然環境の維持保全

〔目標〕

担い手の高齢化など過疎地域の課題を踏まえつつ、住民団体や企業など、多様な主体との協働により、里山・里地・里海の適切な管理や緑化活動、自然環境の保全などに取り組み、自然と共生できる地域づくりを推進する。

〔取組〕

- ・里山林の再生や森林ボランティア・リーダーの養成、企業の森林整備・保全活動の支援、ひょうご里山フェスタ等を通じた県民理解の情勢醸成など県民総参加の森づくりの推進（再掲）
- ・奥地・奥山など条件不利地での針広混交林整備の推進
- ・農地の有効活用の推進
- ・棚田や農村景観などの保全
- ・自然公園を活かした自然とのふれあいの推進
- ・野生鳥獣の適切な保護・管理と被害対策の推進
- ・Jクレジット（森林）制度の発行・販売支援
- ・ブルーカーボン生態系として重要な藻場の保全・造成の推進

6 生活の安全・安心の確保

〔目標〕

地震、豪雨災害など自然災害リスクの高まりを踏まえ、豊かな自然環境を有する過疎地域において不可欠な基盤整備を着実に推進するとともに、集落の点在など、過疎地域の実情を踏まえた地域防災力の向上を推進する。

また、急増する特殊詐欺等の被害への対応など、地域の安全対策を推進する。

〔取組〕

① 県土基盤の強靱化

- ・日本海津波防災インフラ整備計画の推進（防潮堤の整備など）
- ・国土強靱化実施中期計画に基づく防災・減災、国土強靱化の推進、緊急自然災害防止対策の推進（豪雨等による被害が想定される箇所への河道拡幅、砂防堰堤・治山ダム整備、河川隣接箇所の道路嵩上げ、積雪地域の消雪工更新など）
- ・河川対策アクションプログラムに基づく重点的な事前防災対策（河川改修や既存ダムの有効活用、中上流部対策の強化、超過洪水に備えた堤防強化、堆積土砂撤去など）
- ・県民緑税を活用した緊急防災林整備（危険渓流域対策）や針葉樹林と広葉樹林の混交整備、里山防災林整備など、災害に強い森づくりの推進
- ・緊急性の高いため池の改修整備・廃止の計画的な推進、ため池保全サポートセンターによる適正管理支援
- ・建設現場でのICT活用、防災情報の拡充、維持管理の高度化など、社会基盤DXの推進

② 地域防災力の強化

- ・自主防災組織による防災活動への支援（複数組織による訓練への支援など）

- ・市町防災行政無線の整備や自主防災組織のリーダー育成など、災害時に孤立のおそれのある集落等への支援
- ・ハザードマップを活用した避難情報の普及啓発
- ・避難所・福祉避難所の追加確保、マイ避難カードの作成促進、避難行動要支援者の個別支援計画作成促進など避難対策の推進
- ・能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の強化

③ 消防・救急体制の確保

- ・消防施設・設備の充実、消防団活動の支援、広域的な連携の推進
- ・救命救急センターと連携したドクターヘリ、ドクターカー活用等による救急搬送体制の確保
- ・広域的観点による初期から３次までの救急医療体制の整備
- ・救急安心センター事業（＃7119）の全県展開

④ 進化する犯罪等への対応

- ・特殊詐欺等対策の強化
- ・SNSによる誹謗中傷等の防止

7 子育て環境の確保、高齢者の健康福祉の増進

（１）子育て環境の確保

〔目標〕

小児科・産科医師の不足など過疎地域の課題を踏まえ、安心して子どもを産み育てることができる医療体制の整備を図るとともに、妊娠から出産、子育てまで、切れ目のない相談・支援に取り組む。

〔取組〕

① 妊娠・出産の支援

- ・妊娠や育児に対するワンストップ相談体制の充実
- ・不妊・不育の総合専門相談の実施、不妊治療にかかる治療費・検査費の助成など支援の充実
- ・不妊治療と仕事の両立支援の推進

② 周産期、小児医療の確保

- ・周産期医療の体制強化や産科医の育成・確保の推進
- ・助産師の技術向上や医師との連携支援
- ・小児救急医療体制の整備や小児科・産科医師の確保など、小児医療体制の確保

③ 子育て環境の充実

- ・市町が実施する産後ケア事業の促進
- ・保育所や認定こども園など受け皿の確保
- ・保育人材の更なる確保に向けた資格取得や就業継続、再就職への支援
- ・多様な保育ニーズに対応できる一時預かり、延長保育、病児病後児保育などの推進
- ・男女共同参画の推進による男性の家事・育児への参画促進
- ・３世代近居など高齢者の経験や知識を活かした子育ての促進
- ・「子ども食堂」など、企業やNPO法人、地域コミュニティとの協働による子育て支援の推進

- ・学びの場、遊びの場の確保
- ・保育所等における食の安全・安心の推進、要支援・要保護児童の相談対応等の充実
- ④ 課題を抱える子ども・若者が安心して暮らせる環境づくり
 - ・不登校児童生徒支援員の配置支援
 - ・フリースクール等民間施設に通う児童生徒への支援
 - ・市町ひきこもり後方支援力の強化
 - ・ケアリーバーの大学等進学や就職活動に必要な経費等の一部助成や各種セミナーの開催
 - ・ケアリーバー専門相談窓口の設置やケアリーバー応援企業の認定等、施設退所後の安心を支える体制の構築

（２）高齢者の健康福祉の増進

〔目標〕

人生100年時代を迎える中、高齢者が住み慣れた地域で役割をもち、健康で安心して生活できるよう、疾病・認知症の早期発見・早期治療、生活習慣の改善など、健康寿命の延伸を図るとともに、高齢者の地域生活を包括的に支える体制を強化する。

〔取組〕

- ① 健康寿命の延伸
 - ・スマートフォン、スマートウォッチ等を活用した高齢者の健康管理支援
 - ・医療専門職によるハイリスク者へのアプローチ強化、筋力維持向上プログラムのモデル実施
 - ・通いの場の活性化支援
- ② 認知症対策の推進
 - ・認知症の早期発見・早期対応の取組の充実
 - ・認知症の人が安心して暮らせる地域支援体制の強化
- ③ 高齢者の地域生活を支える体制の強化
 - ・定期巡回・随時対応サービス事業所、看護小規模多機能型居宅介護の整備促進など、多様な介護サービスの確保
 - ・地域の相互扶助のしくみを活かし、ボランティア、NPOなど様々な主体が連携した見守り、生活支援体制の整備
 - ・ICTを活用した情報共有など在宅医療の充実、ICT機器やビッグデータ、コミュニケーションロボット等を活用した孤独死防止対策の推進（再掲）
 - ・都市部からの高齢者の受入のための介護体制の整備
 - ・急性期、回復期、生活期のリハビリテーションを切れ目なく受けられる体制の構築
 - ・医療と介護の連携を強化し、多職種が連携した、利用者から見て切れ目のない一体的なサービスの提供体制の構築
- ④ 元気高齢者の社会参加の促進
 - ・高齢者の就労支援への相談体制の整備、企業とのマッチング支援
 - ・高齢者によるコミュニティ・ビジネスの立ち上げ支援、地域支援活動への参加促進
 - ・高齢者カフェなど居場所づくりへの支援
 - ・生涯学習、生涯スポーツの推進

8 医療の確保

〔目標〕

過疎地域では、中核病院である公立病院等で常勤医師の不足やそれに伴う診療科の縮小などが相次いでいることから、最も基礎的な生活条件のひとつである地域医療の確保を図る。

〔取組〕

- ・地域医療構想に基づく医療圏域ごとに切れ目のない医療提供体制の確保
- ・へき地等勤務医師の養成強化やドクターバンク事業との連携による医療従事者の安定的・継続的な確保（小児科、産婦人科など、過疎地域で特に医師が不足する特定診療科では、へき地医療拠点病院の医療機能等の充実強化により医療提供体制を確保）
- ・オンラインを活用したへき地等医療支援など、遠隔医療の推進
- ・ICTを活用した情報共有など在宅医療の充実、ICT機器やビッグデータ、コミュニケーションロボット等を活用した孤独死防止対策の推進（再掲）

9 教育の振興

（１）学校教育の振興

〔目標〕

過疎地域での今後の生徒数の動向等を考慮しながら活力ある教育活動を維持し、多様な学習ニーズに対応した教育の充実を図る。

〔取組〕

- ・ふるさとへの愛着を深めるため、身近にある自然・産業・伝統等についての知識や理解を深める取組の推進
- ・高校生が地域活動の核となって活躍し、その魅力を発信できるふるさとの一員となる人材育成の実施
- ・兵庫版「キャリア・パスポート」や「高校生キャリアノートモデル」を活用し、小・中・高等学校が連携した発達段階に応じたキャリア教育の推進
- ・小規模校における遠隔授業の推進（再掲）
- ・望ましい学級規模に満たない高等学校について地域の支援を得ながら存続可能性の有無を含め検討
- ・学校施設の環境改善など教育環境の充実

（２）社会教育の振興

〔目標〕

これまでの過疎対策において地域の中核施設として整備されてきた公民館等を活用し、地域住民が生きがいをもって地域社会に参画できる生涯学習社会づくりを推進する。

〔取組〕

- ・まちづくりや環境保全、福祉、高齢者、青少年などの地域活動をしている人などを対象としたふるさとひょうご創生塾の実施

- ・高齢者カフェなど居場所づくりへの支援（再掲）
- ・生涯学習、生涯スポーツの推進（再掲）
- ・公民館、図書館をはじめ社会教育施設の運営、広域的なネットワークの構築

10 地域文化の振興等

〔目標〕

日本遺産をはじめ地域固有の有形・無形の歴史、文化を保存継承し、地域の財産としての活用・発信を促進するとともに、誰もが身近に芸術文化に親しみ、取り組むことができる機会の充実を図る。

〔取組〕

- ・無形民俗ヘリテージマネージャーの育成等による祭りなどの継承・振興（再掲）
- ・日本遺産や世界・日本農業遺産、歴史文化遺産など地域資源の活用など、周遊・体験型コンテンツの充実（再掲）
- ・芸術文化観光専門職大学の開学による専門職業人の育成（再掲）
- ・芸術文化施設のネットワークによる事業企画や情報発信力の強化
- ・県民や芸術文化団体の芸術文化活動に対する支援
- ・若手アーティストの発掘・育成

11 集落の整備

〔目標〕

多自然地域のにぎわいづくりや特産品開発、都市農村交流など、地域主体の持続可能な地域づくりを支援するとともに、空き家を活用した事業所や交流拠点の整備、古民家再生、遊休農地を活用した農業体験など、集落の空間再生に取り組む。

〔取組〕

① 地域づくりの支援

- ・県と市町が連携し、重層的な支援体制をもとに持続可能な生活圏の形成に向けた取組の推進
- ・地域の実情や特性に即した多様な地域支援手法を検討し、市町の地域支援体制の構築
- ・自主的な地域づくりに取り組む地域へ伴走支援する人材の発掘・育成（再掲）
- ・地域の合意形成や計画づくり等を支援する専門人材に対する研修の実施（再掲）
- ・大学・企業等と連携した地域づくり活動への支援（再掲）
- ・都市部の住民ボランティアと多自然地域をつなぐプラットフォームや都市と集落のコーディネート機能の整備（再掲）
- ・関係人口をはじめとした外部人材を受け入れる地域の理解促進や、地域外の人材に関心を持ってもらえる効果的かつ効率的な情報発信の実施（再掲）
- ・地域おこし協力隊制度を活用した地域人材の確保（再掲）
- ・地域おこし協力隊のOB・OGネットワークと連携した研修の実施（再掲）
- ・地域おこし協力隊や協力隊OB・OGによる地域活動の促進（再掲）

- ・マルチワーク組合（特定地域づくり事業協同組合）の設立や独自事業の立ち上げ支援（再掲）
- ・地域住民が主体となり、農用地保全や農業を核とした経済活動と併せ、地域コミュニティの維持に取り組む農村型地域運営組織（農村RMO）の形成推進（再掲）

② 集落の空間再生

- ・後継者の育成・確保や農地集積・集約化、農地の有効活用の推進
- ・移住者等を対象とした遊休農地等を活用した農園施設整備（再掲）
- ・古民家の活用による地域活性化と景観・まちなみ保全（再掲）
- ・シェアハウスなど、多自然地域での空き家活用の促進（再掲）
- ・エリアマネジメントによる空き家再生（再掲）
- ・空き店舗を活用した新規出店等の支援（再掲）
- ・廃校舎等の有効活用
- ・奥地・奥山など条件不利地での針広混交林整備の推進（再掲）

12 再生可能エネルギー等の利用推進

〔目標〕

未利用スペースを活用した太陽光発電、小水力、バイオマスなど、地域資源を活用した地域分散型再生可能エネルギーシステムの構築と域内循環を図り、持続可能な地域づくりを推進する。

〔取組〕

- ・太陽光、小水力やバイオマスなどを活用した再生可能エネルギーによる発電・熱供給設備の導入支援
- ・域内の多様な主体が参画して取り組む「地域循環共生圏」の創出
- ・水素社会実現に向けた普及啓発、水素ステーションの整備や燃料電池トラックの導入支援